

植木地域のごみ出しルールの変更について

令和8年●月
熊本市 環境局

- 植木地域のごみ処理の現状
- ごみ出しルールの変更
- その他の変更

●植木地域のごみ処理の現状

◇これまでの歴史

平成22年3月	熊本市と植木町が合併 「旧植木町でのルール」でごみ収集実施 (合併後も山鹿植木広域行政事務組合にて山鹿市と共同処理)
平成31年3月	(山鹿植木広域行政事務組合) クリーンセンターが閉鎖
令和元年4月	クリーンセンターの閉鎖に伴い、 「燃やすごみ」のルールを熊本市に統一
令和4年3月	(山鹿植木広域行政事務組合) リサイクルプラザが閉鎖 資源ごみは民間の施設へ搬入

●植木地域のごみ処理の現状

◇見直しを行う経緯

植木地域の家庭ごみは、植木町の合併以前からの
ごみ分別ルールが一部継続されている



「（生活スタイルの変化に伴い）コンテナ収集に出せない」
「北区内でごみ分別ルールが異なっており、分かりにくい」
という意見がある



北区全体のごみ分別ルールを熊本市に統一する

●植木地域のごみ処理の現状

令和9年10月に熊本市とのルールの一掃を行うことに伴い、

- ① ごみ分別ルールが変更
- ② コンテナ収集からステーション収集に変更
- ③ 分別指導・北区役所の資源ごみ分別収集が廃止
- ④ 資源ごみの分別収集（コンテナ収集）廃止に伴い
資源物分別収集運営費助成金が廃止

となります。

●ごみ出しルールの変更

◇ごみ出しルール（全体図）

植木地域				
分別区分	品目	収集回数	収集方法	
燃やすごみ	生ごみ等	週2回	ステーション	
不燃物	不燃物	月1回	ステーション	
資源ごみ	①金物類・小型家電	月2回	コンテナ	
	②かん類			
	③生びん			
	④ビン類			
	⑤古布			
粗大ごみ	自転車	月1回	ステーション	
資源ごみ	⑥新聞紙等	月2回	紐掛け	
	⑦ダンボール			
	⑧本・その他紙			
	⑨紙パック			
	⑩蛍光灯等		コンテナ	
	⑪乾電池			
	①金物類・小型家電			
	⑫白色トレイ			ネットコンテナ
	⑬容リプラ			
	⑭ペットボトル			
粗大ごみ	粗大ごみ	月1回	ステーション	



熊本地域			
分別区分	品目	収集回数	収集方法
燃やすごみ	生ごみ等	週2回	ステーション
埋立ごみ	せともの・小型家電	月2回	
資源物	①なべ類	月2回	ステーション
	②空きびん 空き缶		
	③古着類		
	④自転車		
紙	⑤新聞紙・チラシ	週1回	ステーション
	⑥段ボール		
	⑦その他紙		
	⑧紙パック		
特定品目	⑨蛍光管 水銀体温計 ガス缶スプレー缶 ライター 小型家電製品 ⑩電池類	月2回	ステーション
プラ製容器	⑪プラ製容器	週1回	ステーション
ペットボトル	⑫ペットボトル	月2回	ステーション
大型ごみ	大型ごみ	随時	事前・戸別

●ごみ出しルールの変更

◇ごみ出しルール（ごみ種別毎の変更点）

【燃やすごみ】



◎分別等のルールに大きな変更点は無い。

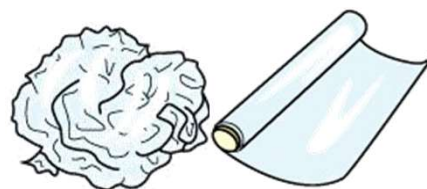
品目	変更なし
手数料	燃やすごみ・埋立ごみ共通の指定収集袋
場所	変更なし（ごみステーション）
収集回数	変更なし（週2回）



<生ごみ>



<ゴムくず>



<アルミホイル>



<紙おむつ>

※袋に入らないもの（長さ1m、直径10cm以内でとりまとめたもの）は一束につき指定袋（小袋以上）を1枚巻きつけて出す。

●ごみ出しルールの変更

【埋立ごみ】



◎収集回数・指定収集袋の手数料が変更

品目	ガラス類／せともの類／小型家電製品類／その他 (包丁、はさみ、カミソリの刃など)
手数料	令和9年10月から熊本市の指定収集袋に統一 (大：35円／中：23円／小：12円／特小：4円)
場所	変更なし (ごみステーション)
収集回数	変更あり (「月1回」⇒「月2回」へ変更)

不燃物→埋立ごみ



<ガラス類>



<せともの>

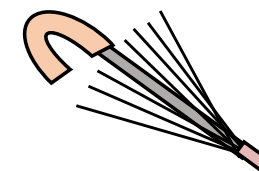


<鏡>

資源ごみ→埋立ごみ (有料)



<小型家電製品類>



<傘>

※袋に入らないもの (長さ1m、直径10cm以内でとりまとめたもの) は一束につき指定袋 (小袋以上) を1枚巻きつけて出す

●ごみ出しルールの変更

【資源物】



◎収集方法が「ステーション収集」に変更

品目	なべ類／空きびん・空き缶／古着類／自転車 ※「自転車」は植木地域では「粗大ごみ」の取扱い
手数料	なし
場所	変更あり（コンテナ➡ごみステーションへ変更）
収集回数	変更なし（週1回）

資源ごみ→資源物

①なべ類



<金物類>

②空きびん・空き缶



<かん類><生きびん><びん類>

③古着類



<古布>

粗大ごみ→資源物



<自転車>

※①～③の種類ごとに45ℓまでの透明ごみ袋に入れて出す

※不用品と明示する

●ごみ出しルールの変更

【紙】



◎収集方法が「ステーション収集」に変更

品目	新聞紙・折込チラシ／段ボール／紙パック (500ml以上)／その他の紙
手数料	なし
場所	変更あり (コンテナ➡ごみステーションへ変更)
収集回数	変更あり (「月2回」➡「週1回」へ変更)

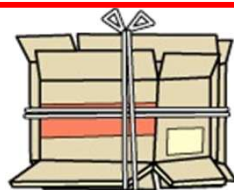
資源ごみ➡紙

①新聞紙・折込チラシ



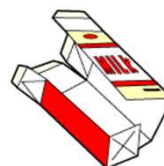
<新聞紙・チラシ>

②段ボール



<ダンボール>

③紙パック



<紙パック>

④その他の紙



<本・その他紙類>

※①～④の種類ごとにひもで十字にしばって出す

●ごみ出しルールの変更

【特定品目】

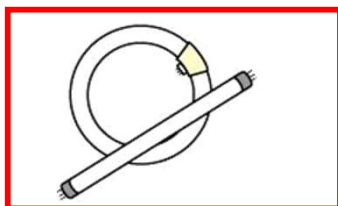


◎収集方法が「ステーション収集」に変更

品目	蛍光管／水銀体温計／ガス缶・スプレー缶／ライター／電池類が取り外せない小型家電製品／電池類
手数料	なし
場所	変更あり（コンテナ➡ごみステーションへ変更）
収集回数	変更なし（月2回）

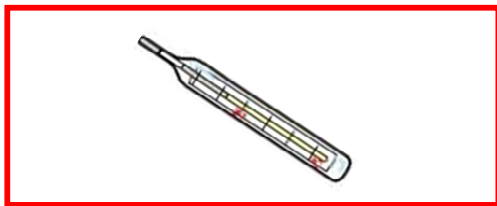
資源ごみ→特定品目

蛍光管



< 蛍光灯電球・水銀温度計類 >

水銀体温計・水銀血圧計



ガス缶・スプレー缶



< 金物類及び小型家電類 >

ライター



電池類



< 乾電池類 >

異なる種類の特定品目を1枚の透明ごみ袋に入れてまとめて出すことができる。

※ただし、電池類だけは別途小さな透明袋に入れて出す。

●ごみ出しルールの変更

【プラスチック資源（仮称）】

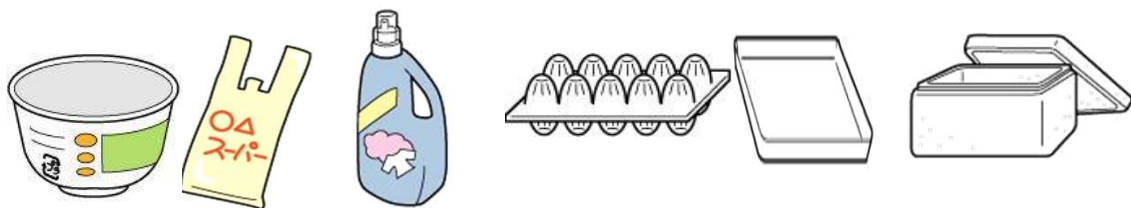


◎収集方法が「ステーション収集」に変更

品目	カップ類／袋類／ボトル類／パック・トレイ類／緩衝材／ふた・ラベル等
手数料	なし
場所	変更あり（ コンテナ⇒ごみステーションへ変更 ）
収集回数	変更あり（ 「月2回」⇒「週1回」へ変更 ）

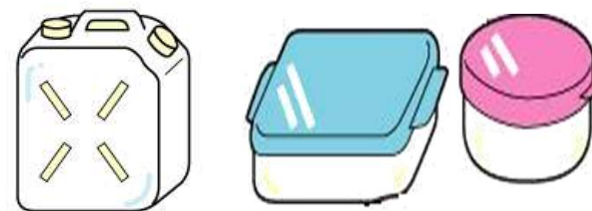
資源ごみ⇒プラスチック資源（仮称）

カップ類 袋類 ボトル類 パック・トレイ類 緩衝材




<その他の容器包装プラスチック> <白色トレイ>

燃やすごみ⇒プラスチック資源（仮称）



<プラスチック製品>※


※…プラスチック製品とは、「容器包装リサイクルマーク  が付いていないプラスチック製品」のこと

●ごみ出しルールの変更

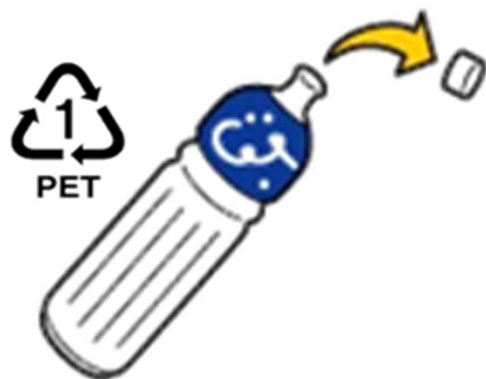
【ペットボトル】



◎収集方法が「ステーション収集」に変更

品目	ペットボトルの材質表示マークがついたもの	 PET
手数料	なし	
場所	変更あり（ コンテナ ⇒ ごみステーションへ変更 ）	
収集回数	変更なし（月2回）	

資源ごみ→ペットボトル



ふた・ラベルを外す



ふた・ラベルは
プラスチック資源（仮称）



中を軽くすすぐ



つぶして出す

●ごみ出しルールの変更

【大型ごみ】



◎手数料・収集場所・収集回数が変更

品目	大袋（45ℓ相当）の指定収集袋に入れて口が結べないもの
手数料	変更あり（ 無料⇒500円又は900円へ変更 ）
場所	変更あり（ ステーション⇒戸別へ変更 ）
収集回数	変更あり（ 月1回⇒随時（電話申し込み）へ変更 ）

粗大ごみ→大型ごみ（有料）



<木製家具>



<ソファ>



<ベビーカー>



<電子レンジ>
(指定袋に入らないもの)

※重さ60kg以上のもの、長い部分の長さが2.5mを超えるものは収集できません。

●その他の変更

◇北区役所の資源ごみ分別収集の廃止

◇資源物分別収集運営費助成金の廃止

◎資源ごみについては、コンテナ収集が廃止され、
ごみステーションに出すことになる。

- ⇒
- ・北区役所で毎週日曜日に実施している「資源ごみ分別収集」廃止
 - ・コンテナ収集に伴う「立ち番」もあわせて廃止



「北区役所での資源ごみ分別収集」は令和9年9月末まで
「資源物分別収集運営費助成金」を令和10年度以降廃止

●おわりに

これらの変更は

令和9年10月からとなります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。